

第 15 号議案

神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例の件
 神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸ポートアイランドホール条例の一部を改正する条例

神戸ポートアイランドホール条例（昭和59年 3 月条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 8 条関係）				別表（第 8 条関係）			
(1) ホールの利用料金				(1) ホールの利用料金			
区分	使用日	一部使用 の利用料 金	全部使用 の利用料 金	区分	使用日	一部使用 の利用料 金	全部使用 の利用料 金
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
集会、 式典そ の他こ れらに 類する	[略]	1 日につ き <u>73万</u> 円	1 日につ き <u>146万</u> 円	集会、 式典そ の他こ れらに 類する	[略]	1 日につ き <u>56万</u> 円	1 日につ き <u>112万</u> 円
	[略]	1 日につ き <u>88万</u>	1 日につ き <u>175万</u>		[略]	1 日につ き <u>67万</u>	1 日につ き <u>134万</u>

もの		円	円
見本市 及び展 示会	[略]	1日につ き 80万 円	1日につ き 159万 円
	[略]	1日につ き 95万 円	1日につ き 190万 円
音楽、 芸能、 プロス ポーツ 等の興 行	[略]	1日につ き 108 万円	1日につ き 216万 円
	[略]	1日につ き 130 万円	1日につ き 260万 円
備考 [略]			
(2)～(4) [略]			

もの		円	円
見本市 及び展 示会	[略]	1日につ き 61万 円	1日につ き 122万 円
	[略]	1日につ き 73万 円	1日につ き 146万 円
音楽、 芸能、 プロス ポーツ 等の興 行	[略]	1日につ き 83万 円	1日につ き 166万 円
	[略]	1日につ き 100 万円	1日につ き 200万 円
備考 [略]			
(2)～(4) [略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の神戸ポートアイランドホールの使用について適用し、同日前の神戸ポートアイランドホールの使用については、なお従前の例による。

理 由

神戸ポートアイランドホールの利用料金を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。